

## 守 谷 市 橋 梁 一 覧 表

名 称	橋梁毎の健全性判定区分	点 検 年 度	建設年次	経過年数	延 長 (m)	幅員 (m)
4号橋	Ⅱ	平成 29 年度	1981	37	13.6	6
3号橋	Ⅱ	平成 29 年度	1981	37	13.8	5
2号橋	Ⅱ	平成 29 年度	1981	37	13.9	5
65号橋	Ⅱ	平成 29 年度	1981	37	2.6	5.4
金ヶ崎橋	Ⅱ	平成 29 年度	1968	50	8.5	7.2
提橋	Ⅱ	平成 29 年度	1968	50	5.4	6
48号橋	Ⅱ	平成 29 年度	1968	50	6.4	4
45号橋	Ⅱ	平成 29 年度	1968	50	5.4	4
47号橋	Ⅱ	平成 29 年度	1968	50	8.5	5.5
66号橋	Ⅲ	平成 29 年度	1968	50	3.6	3.7
市之台橋	Ⅱ	平成 29 年度	1968	50	13.1	5
宮地下橋	Ⅱ	平成 29 年度	1968	50	8.5	4.04
51号橋	Ⅱ	平成 29 年度	1968	50	9	4
53号橋	Ⅱ	平成 29 年度	1968	50	13	4
62号橋	Ⅱ	平成 29 年度	1968	50	11.2	11
無名橋	Ⅱ	平成 29 年度	1968	50	3.4	6.09
今城橋	Ⅱ	平成 29 年度	1985	33	31.7	15
羽中橋	Ⅱ	平成 29 年度	1976	42	11.5	4
根切橋	Ⅱ	平成 29 年度	1976	42	11.6	4
将門橋	Ⅱ	平成 29 年度	1976	42	8	4
御茶屋橋	Ⅱ	平成 29 年度	1992	26	23.6	12
古城橋	Ⅱ	平成 29 年度	1992	26	23.6	12
ひがし野橋	Ⅱ	平成 27 年度	1992	26	40.68	16
二ツ塚橋	Ⅱ	平成 29 年度	1992	26	23.6	12
五反田橋	Ⅱ	平成 29 年度	1977	41	10	6.33
大日橋	Ⅱ	平成 29 年度	1977	41	8	4
新田橋	Ⅱ	平成 29 年度	1994	24	16.5	5
天神橋	Ⅱ	平成 29 年度	1995	23	16.7	4.04
がまん橋	Ⅱ	平成 29 年度	1996	22	18.1	4
大日下橋	Ⅱ	平成 29 年度	1978	40	18.8	5
波中橋	Ⅱ	平成 29 年度	1991	27	18.7	4
丸山下橋	Ⅱ	平成 29 年度	1993	25	18	4
水神橋	Ⅱ	平成 29 年度	1992	26	12.7	6
新山橋	Ⅱ	平成 29 年度	1978	40	30.5	8
桑下橋	Ⅱ	平成 29 年度	1990	28	14.2	4
根耕地橋	Ⅱ	平成 29 年度	1978	40	18.7	4

名 称	橋梁毎の健全性判定区分	点 検 年 度	建設年次	経過年数	延 長 (m)	幅員 (m)
上新田橋	Ⅱ	平成 29 年度	1977	41	19.6	4
上沼橋	Ⅱ	平成 29 年度	1977	41	19.6	4
鎌イコ橋	Ⅱ	平成 29 年度	1979	39	19.6	4
乙子高野橋	Ⅱ	平成 29 年度	1977	41	12.9	4
25号橋	Ⅱ	平成 29 年度	1993	25	6	6
荻久保大橋	Ⅱ	平成 29 年度	1979	39	57.3	15
北守谷橋	Ⅰ	平成 29 年度	1979	39	40.6	31.03
立沢橋	Ⅱ	平成 29 年度	1979	39	49.2	10.5
東荻久保橋	Ⅱ	平成 29 年度	1979	39	47.8	4
西荻久保橋	Ⅲ	平成 29 年度	1979	39	40.3	11.86
北守谷歩道橋	Ⅲ	平成 29 年度	1979	39	44.2	4
野口橋	Ⅱ	平成 29 年度	1979	39	47.9	4
向山橋	Ⅱ	平成 29 年度	1979	39	49	6.8
新田2号橋	Ⅱ	平成 29 年度	1979	39	49.1	4
向地橋	Ⅱ	平成 29 年度	1979	39	49.4	4
新田1号橋	Ⅱ	平成 29 年度	1979	39	50.5	4
中坪橋	Ⅱ	平成 29 年度	1979	39	62.3	4
幸福橋	Ⅱ	平成 29 年度	1985	33	76	4.25
駅前歩道橋	Ⅱ	平成 29 年度	1981	37	117.3	5.48
素住台歩道橋	Ⅱ	平成 29 年度	1983	35	137.8	4.14
後田歩道橋	Ⅲ	平成 29 年度	1983	35	143	4.13
御所台歩道橋	Ⅱ	平成 29 年度	1981	37	38.5	3
深田歩道橋	Ⅲ	平成 29 年度	1983	35	132.8	4
山王歩道橋	Ⅱ	平成 27 年度	1982	36	195.3	4.13
城下橋	Ⅱ	平成 27 年度	2012	6	29	16

区 分		解 説
Ⅰ	健 全	道路橋の機能に支障が生じていない状態
Ⅱ	予防保全段階	道路橋の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
Ⅲ	早期措置段階	道路橋の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
Ⅳ	緊急措置段階	道路橋の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態